

奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十一号

奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

奈良県営自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の四」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第四条に次の一号を加える。

五 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのある者

第十一条第一項第二号中「第四条各号（第四号を除く。）に掲げる者」を「第四条第一号から第三号までのいずれか」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（加入者の申請による利用停止等）

第十一条の二 知事は、別に定めるところにより、加入者から電話投票の利用の停止の申請があつたときは、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

2 知事は、別に定めるところにより、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から電話投票の利用の停止の解除の申請があつたときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除することができる。

3 第一項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。
（家族の申請による利用停止等）

第十一条の三 車券の購入により、加入者及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのあるときは、当該加入者の家族（当該加入者と同居する親族（成年者に限る。）及び知事が特に認めた者をいう。）は、知事が別に定めるところにより、当該加入者の電話投票の利用の停止を申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る加入者（以下「利用停止候補者」という。）が知事が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者の電話投票の利用を停止することができる。

3 知事は、前項の規定により利用停止候補者の電話投票の利用を停止しようとするときは、当該利用停止候補者及び第一項の規定による申請を行った家族（以下「申請家族」という。）に対し、利用停止候補者の電話投票の利用を停止する旨及び電話投票の利用を停止する期間として知事が別に定める期間を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、当該利用の停止に不服があるときは、利用を停止する日の前日までに、知事が別に定めるところにより、知事に対して意見を申し出ることができる。

5 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を検討の上、利用の停止の可否について判断し、直ちにその結果を意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知する。

6 知事は、第二項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族から、知事が別に定めるところにより当該利用の停止の解除の申請があつた場合において、知事が別に定める事由に該当するときは、当該利用の停止を解除することができる。

7 第二項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による申請をすることができない。

8 知事は、第一項の規定による利用の停止の申請又は第六項の規定による解除の申請を受けたときは、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

（その他の事由による利用停止等）

第十一条の四 知事は、加入者が他の競輪施行者（法第一条第五項に規定する競輪施行者をいう。以下同じ。）から電話投票の利用を停止されたときは、当該加入者の県が実施する電話投票の利用を停止することができる。

2 知事は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者が他の競輪施行者から電話投票の利用の停止を解除されたときは、当該加入者の利用の停止を解除することができる。

第二十四条中「を公益社団法人全国競輪施行者協議会」を「の全部又は一部を他の地方公共団体、法第三十八条第一項に規定する競技実施法人又は私人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。